

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年10月 2日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備(B)清水膨張タンク補給水電磁弁において、弁閉動作不良(閉動作するが完全に全閉にならず、打診すると全閉となる)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
2	2号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ補機冷却海水ポンプ(B)電動機冷却器冷却水入口弁において、弁の開固着(閉操作不可能)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
3	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)冷却管渦流探傷検査において、冷却管減肉率に管理値外れ(2本)が認められたため、当該冷却管を交換。	GⅢ	
4	3号機	補機冷却海水系海水ポンプ(B)出口圧力計において、ポンプ停止後圧力計指示値の低下が緩やか(検出配管の詰まりが考えられる)であることが認められたため、当該圧力計および検出配管を点検・修理。	GⅢ	
5	その他	定期事業者検査記録類の移管準備作業において、要領書4件の紛失が認められたため、当該原因を調査・対応検討。 なお、定期事業者検査は完了済み。	GⅢ	
6	その他	緊急時対策支援システム(ERSS)において、3号機データの一時的な伝送エラー発生(3分間)が認められたため、当該設備の原因調査。 なお、点検を実施したが再現なし。	GⅢ	